



静スポ協ス少第54号
令和3年8月20日

各市町スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人静岡県スポーツ協会
静岡県スポーツ少年団
本部長 海野 和雄
〔 公 印 省 略 〕

本県の緊急事態宣言発令に伴うスポーツ少年団活動について（お願い）

日ごろ、本会の事業に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご承知の通り、本県の新型コロナウイルス感染症が爆発的に拡大しているため、「緊急事態宣言」の措置区域に追加されました。

これを受け、本県スポーツ少年団といたしまして下記の対応をお願いするとともに、貴市町スポーツ少年団所属の単位団関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 措置を実施する機関

令和3年8月20日(金)から同年9月12日(日)まで

2. 緊急事態宣言中の対応について

(1) 県スポーツ少年団の主催又は共催事業

中止又は延期とします。

(2) 市町スポーツ少年団の主催又は共催事業

所属市町の対応方針により、市町スポーツ少年団において対応をお願いいたします。

(3) 単位団活動

所属市町の対応方針及び、利用施設の指示に応じて、各団で対応をお願いいたします。
活動する場合は感染症対策を徹底してください。

公益財団法人静岡県スポーツ協会
静岡県スポーツ少年団
TEL：054-265-6464